

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画は、伊予市が主体となって、国や県、周辺市町と連携しながら施策を推進するとともに、市民・市民団体、事業者と協働しながら、計画を推進していきます。

#### ●伊予市環境審議会

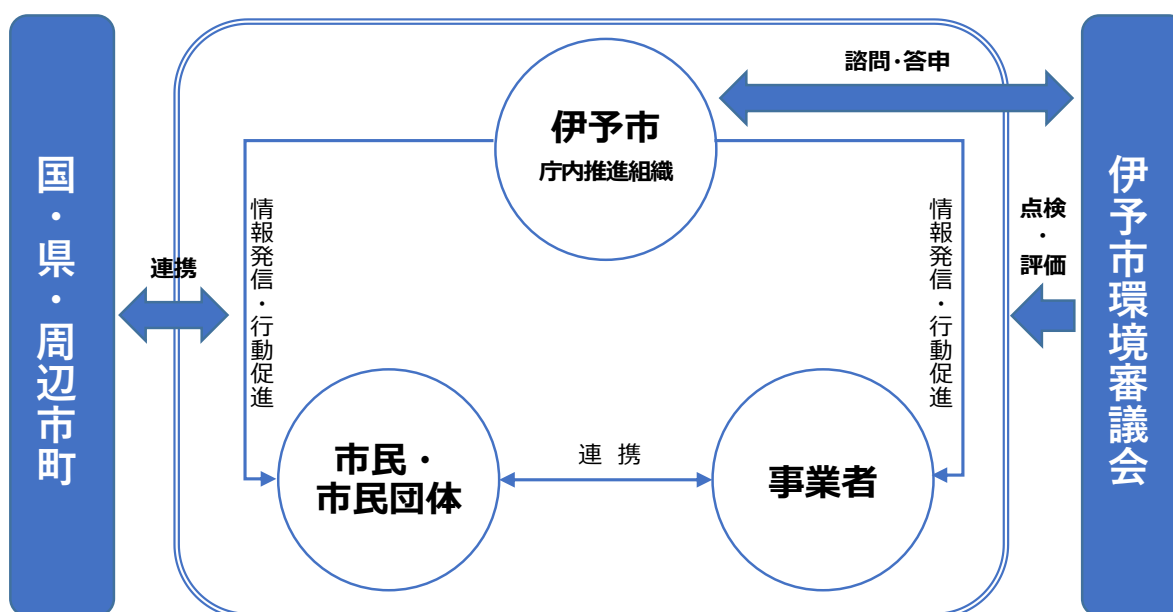
市民・事業者・学識経験者などで構成される「伊予市環境審議会」において、本計画及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### ●市民・市民団体・事業者

本計画の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であるため、環境問題について情報提供及び周知啓発を行うことにより、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していきます。

#### ●国・県・周辺市町

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、近隣自治体との連携を図り、今後も広域的な視点に立って効果的な施策を展開していきます。

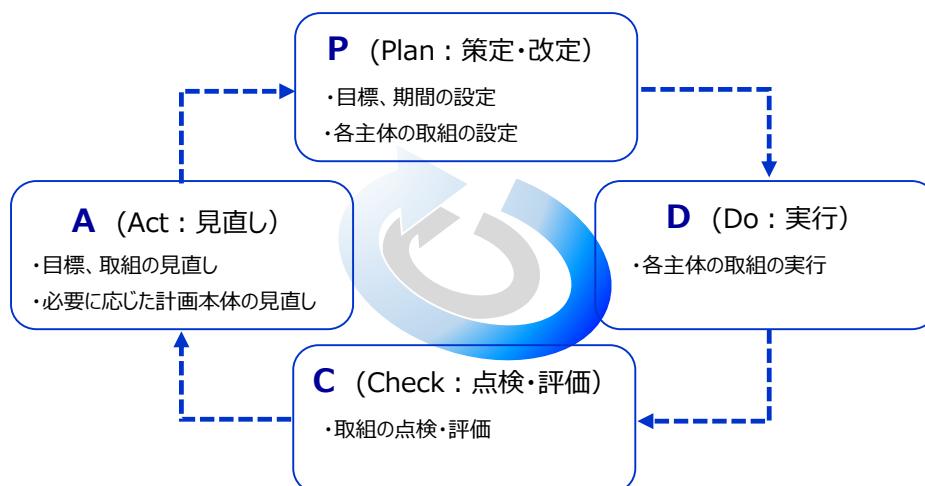


◆本計画の推進体制

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的な進行管理を行い、環境施策の推進を図ります。

計画の点検・評価は環境目標ごとに設定された成果指標を用いて実施します。また、本計画の進捗・達成状況に関する庁内会議の開催や、環境審議会への報告などによる市民・事業者・学識経験者の意見を踏まえ、課題を整理し改善を行います。



◆本計画の進行管理（PDCA サイクル）